

徳島県告示第三百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人明和 福祉会	徳島市国府町和田字居 内一七	まごころヘルパース テーション	徳島市国府町和田字居内一 七	訪問介護 第一号訪問事業による支援 に相当する支援	令和三年三月 三十一日